

## 地域材利用促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 地域材の利用拡大を図り、本市林業の振興に資するため、地域材を使用して市内に木造住宅等を新築又は増改築する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、陸前高田市補助金交付規則（昭和33年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅等 木造の個人住宅（共同住宅、建売住宅等を除く。）、店舗、事務所、納屋、倉庫及び車庫をいう。
- (2) 地域材 気仙管内で伐採された木材（岩手県産材認証推進協議会が発行する岩手県産材産地証明書により県産材であると証明された木材その他の市長が認めた木材に限る。）をいう。
- (3) 新築又は増改築 新たに木造住宅等を建てること又は増改築すること（模様替え、引き家等を除く。）をいう。

### (補助金交付の対象)

第3 第1に規定する補助金の交付対象は、地域材を使用し市内に木造住宅等を新築又は増改築する者（以下「建築主」という。）が地域材を1立方メートル以上使用して、10平方メートル以上の木造住宅等を新築又は増改築する場合に要する経費とする。

2 前項の木造住宅等は、在来の軸組工法により新築又は増改築するものとする。

### (補助金の額)

第4 補助金の額は、地域材使用量1立方メートルに対し4万円を乗じ千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、25立方メートル100万円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、規則第3条の申請書に添える関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 市税等納付（納入）状況確認承諾書（様式第1号）

- (2) 事業計画（実績）書（様式第2号）
- (3) 建築確認済証の写し（増改築で建築確認を要しない場合にあつては、請負契約書の写し等）
- (4) 地域材使用箇所を明らかにした図面
- (5) 地域材出荷証明書
- (6) 岩手県産材産地証明書又はそれに代わる証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（事業の変更の申請等）

第6 規則第6条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、規則第5条第2項の規定による承認申請書に添える関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 変更内容の根拠となる書類（変更の申請の場合に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の請求）

第7 補助事業者が規則第12条の事業完了（廃止）届に添える関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 完成写真（2方向から撮った全景、木材使用部分 各1枚）
- (3) 地域材使用証明書  
（補助金の交付）

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付の請求があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に補助事業者に補助金を交付するものとする。

（帳簿及び書類の整理）

第9 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

陸前高田市長

様

申請者 住 所  
氏 名

市税等納付（納入）状況確認承諾書

年度補助金の交付申請に対する審査のため、市に納付又は納入すべき市税等の納入状況について確認されることを承諾します。

補助金交付決定審査

※申請日現在、上記申請者の市税等の納付状況を調査願います。

(担当課室)	(担当課室)	(担当課室)	(担当課室)	(担当課室)
(滞納有無)	(滞納有無)	(滞納有無)	(滞納有無)	(滞納有無)
確認日 月 日	確認日 月 日	確認日 月 日	確認日 月 日	確認日 月 日

